

子ども手当法の施行について

3月26日 法案の可決・成立

3月31日 法律の公布、政省令の公布

関係通知の発出

- ・外国人に係る事務の取扱い
- ・児童福祉施設に入所する子ども等への特別の支援等

※上記のほか、施行前から都道府県課長会議等において情報提供

4月1日 法の施行

4月6日 厚生労働省のホームページに「一問一答」を掲載

6月 子ども手当の支給月（第1回）

※9月30日までが申請猶予期間（これまでに申請を行えば4月分の手当から支給）

※平成22年度の子ども手当の支給月は6月（4、5月分）、10月（6月～9月分）、2月（10月～1月）の3回。